

議案第 3 号

君津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

君津市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 27 年 6 月 2 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）により介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部が改正されたこと等に伴い、所得の少ない第 1 号被保険者に係る保険料の公費による軽減後の保険料率を定めるため、君津市介護保険条例（平成 12 年君津市条例第 2 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市介護保険条例の一部を改正する条例

君津市介護保険条例（平成12年君津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、23,760円とする。

第5条第3項中「第3条第6号イ」を「第3条第1項第6号イ」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の君津市介護保険条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

君津市介護保険条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 26,730円</p> <p>(2)～(12) 省略</p> <p><u>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、23,760円とする。</u></p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。以下同じ。)、ロ若しくはニ、同項第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は<u>第3条第1項第6号イ</u>、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ若しくは第11号イ(以下この項において「令第39条第1項第1号イ等」という。)に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該令第39条第1項第1号イ等に該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該令第39条第1項第1号イ等に該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 26,730円</p> <p>(2)～(12) 省略</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。以下同じ。)、ロ若しくはニ、同項第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は<u>第3条第6号イ</u>、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ若しくは第11号イ(以下この項において「令第39条第1項第1号イ等」という。)に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該令第39条第1項第1号イ等に該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該令第39条第1項第</p>

1号イ等に規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 省略

1号イ等に規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 省略